

「障害保健福祉事務センター等運営業務委託」に関する公募型プロポーザル 参加者募集要項

障害保健福祉事務センター等運営業務委託に関する受託事業者選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の概要

本委託業務は、本市が実施する障害保健福祉業務について、民間のノウハウを活用し、効率的な事務執行を行うことで、継続的に安定した執行体制を維持できるよう、受付、入力、郵送・支給認定等の業務を委託するものである（本委託業務を運営するために必要な設備等の整備、応対に従事する要員の確保や研修の実施等を含む。）。

2 委託業務の内容

(1) 件名

障害保健福祉事務センター等運営業務委託

(2) 委託期間

令和7年12月1日から令和11年3月31日まで。

ただし、令和8年3月31日までに、執務環境の整備、業務の引継ぎ、システム入力などの試行実施、要員の確保や研修の実施等を完了させ、令和8年4月1日から本委託業務の運営を開始するものとする。

(3) 委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

(4) 委託金額の上限

金 618,300,000円

（消費税及び地方消費税相当額56,209,090円を含む。）

令和7年度：19,500,000円

令和8年度：199,600,000円

令和9年度：199,600,000円

令和10年度：199,600,000円

※ 年度ごとに委託金額の上限を上回る金額で見積書を提出した場合は、失格とする。

※ 委託金額は、市会の議決や制度改正等により変動する場合がある。

※ 消費税及び地方消費税について、税率の変更が決定した場合、変更契約を行うものとする。

(5) 委託金額の支払い

各年度の委託金額を分割し、毎月支払う。

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者、若しくは京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に事務所又は支店、営業所等を有し、受託業務の履行場所まで2時間以内に移動できること。
- (5) 個人情報取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も継続して保有していること。
- (6) 過去5年（令和3年度から令和7年度まで）の間に地方公共団体から本業務に類する事業を委託し、1年以上、適切に実施した実績を有すること。
- (7) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (8) 会社法第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

4 参加手続

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。ただし、委託業務に関する資料及び「京都市情報セキュリティ対策基準」は、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交する。

ア 交付書類

- (ア) 募集要項（本書）
- (イ) 仕様書（別紙1）
- (ウ) 企画提案書等作成要領（別紙2）
- (エ) 選定基準（別紙3）
- (オ) 誓約書（様式1）
- (カ) 参加表明書（様式2）
- (キ) 過去5年間の本業務に類する業務の受託実績申告書（様式3）

イ 委託業務に関する資料及び「京都市情報セキュリティ対策基準」等の交付について

(ア) 交付期間

令和7年8月22日(金)から9月5日(金)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。)

(イ) 交付方法

代表者(受任者がある場合はその受任者)、管理責任者の記名等をした様式1「誓約書」と引き換えに、後記「11 問合せ先及び提出先」において交付する。

なお、事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参により提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類
(許諾証の写し等)

(ウ) 過去5年間(令和3年度～令和7年度)における地方公共団体からの本業務に類する業務の受託実績申告書(様式3)

※ 実績数に応じて、適宜、様式3を追加すること。

(エ) 会社概要が分かる書類(パンフレット等)

(オ) 本委託業務の統括を務める者の経歴が確認できる書類

(カ) 以下の証明書

a 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)(法人の場合)又は印鑑登録証明書(個人の場合)

b 所得税又は法人税及び消費税の納税証明書(法人の場合は「納税証明書その3の3」、個人の場合は「納税証明書その3の2」)

c 京都市の市民税及び固定資産税(京都市内に事業所等が所在する場合又は、固定資産を所有する場合に限る。)の納税証明書

なお、課税されていない個人の場合は所得証明書(令和6年度)

d 水道料金・下水道使用料納付証明書(京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合に限る。)

e 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書

※ 誓約書の記載に当たっては、京都市情報館(本市ホームページ)で「京都市暴力団排除条例施行規則」をサイト内検索し、当該ページの「誓約書(第1号様式)」を利用すること。

イ 提出部数

上記アの提出書類 各1部

ウ 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」参照

エ 提出期限

令和7年9月5日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(3) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは参加の対象外とし、その旨を通知する。

ア 「3 プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 企画提案書等に見積金額の記載がない場合又は記載された見積金額が契約金額の上限価格を超える場合

5 質問期限及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は参加表明書を提出した者に限る。

(2) 質問期限

令和7年9月5日（金）午後5時まで

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問書（様式4）を、「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「障害保健福祉事務センター等運営業務プロポーザルの質問」と件名に記入したうえで、電子メールで提出すること。面談及び電話での質問は受け付けない。

(4) 質問の回答日

令和7年9月12日（金）を目処に回答

(5) 回答方法

参加者全員に全ての質問事項及び回答を取りまとめたうえで電子メールにて送付する。

なお、質問内容によっては、回答しない場合がある。

6 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出すること。

なお、企画提案書等の提出は参加者に限る。

(1) 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」参照

(2) 提出部数

別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書、見積書が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、その旨を通知する。

ア 「3 プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 企画提案書等に見積金額の記載がない場合又は記載された見積金額が契約金額の上限価格を超える場合

(5) 制約事項

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

ウ 提出書類は、事業者の選定を行うにあたり必要な範囲の複製を作成することがある。

エ 提出書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

オ 提出書類の返却は一切行わない。

7 企画提案書等に関するプレゼンテーション

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを行う。

(1) 実施日

令和7年10月1日（水）

※ 時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

京都市会議室

※ 詳細については、別途通知する。

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが出席すること。

イ 提案の説明時間は30分、本市からの質問及びその回答時間は、30分程度とする。

ウ 本市が希望する場合は、質問の時間を延長できるものとする。

エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。

カ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は、提案者が用意すること。

8 審査

(1) 受託候補者の選定のために組織する審査委員会が、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。

(2) 審査基準等の詳細は、別紙3「選定基準」のとおり。

(3) 提案者が1社のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から提案

があった場合と同様に審査を行う。

- (4) 評価結果が最低制限基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

9 受託業者の決定

- (1) 受託候補者の決定

「8 審査」に基づき、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

- (2) 審査結果の通知

審査結果を各事業者電子メールで通知するとともに、次の項目について京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

ア 順位

イ 選定事業者名

ウ プロポーザル参加事業者名

エ 評価点

- (3) 受託業者の決定

受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託業者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

- (2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現することを確約したものとみなす。

- (3) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託業者の負担とする。

イ 受託業者が、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

ウ 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。

エ 提出書類は公文書公開請求があった場合、公開することがある。

オ 本市の令和8年度～10年度予算に係る本業務の歳出予算が可決・成立しない場合や金額の減額等があった場合、本公募手続又は受託候補者との契約締結の中止や、仕様等、契約内容の変更を行う場合がある。

なお、これらの場合に、本公募手続の参加者又は本業務の受託候補者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

(4) 再委託の禁止

受託業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：太田、桂田）

TEL：075-222-4161

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp